

改正

平成三年七月三十一日規則第七四号
平成五年八月二七日規則第六五号
平成七年十一月二七日規則第一〇九号
平成八年一〇月二二日規則第七五号
平成八年十二月二四日規則第八二号
平成九年四月一日規則第二九号
平成一四年四月一日規則第七六号
平成一五年一月三十一日規則第一〇号
平成一六年四月一日規則第三七号
平成一七年三月三十一日規則第二四号
平成一七年一〇月二〇日規則第一二三号
平成二五年三月一九日規則第六号
平成二六年三月二〇日規則第一九号
平成二七年六月三〇日規則第八三号
平成二七年九月一八日規則第一〇七号
平成二八年三月二九日規則第二三号
平成三一年 三月二八日規則第二〇号
令和 二年 三月二四日規則第二四号
令和 三年 三月三十一日規則第一二一号
令和 三年 四月 一日規則第一六四号
令和 八年 三月三〇日規則第二二号

岐阜県長良川球技場条例施行規則をここに公布する。

岐阜県長良川球技場条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第六条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第九条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場を利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日（引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下「使用日」という。）の三月前からすることができる。ただし、国際的、全国的、又は全県的なアマチュアスポーツ大会、見本市、展示会、集会、プロスポーツ等の興行等で使用する場合は、使用日の一年前から使用許可の申請をすることができる。

3 第一項の規定による特別設備許可の申請については、前項の規定を準用する。

（利用承認通知書等）

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項ただし書に規定する場合においては、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場に自動車が入場する際に発行する駐車券をもって利用承認通知書とみなす。

3 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき、又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消したときは、利用不承認（取消）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更申請等）

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の許可の申請があった場合について準用する。

（附属設備等の利用料金）

第五条 条例別表の附属設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の承認）

第五条の二 指定管理者は、条例第五条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第四号様式の二）を提出しなければならない。

（利用料金の納入）

第六条 利用料金（第一駐車場、第二駐車場及び第三駐車場の利用料金を除く。）は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第五号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

2 第一駐車場、第二駐車場及び第三駐車場の利用料金は、当該使用に係る駐車場から自動車が出場する際に納入するものとする。

（利用料金後納の取扱い）

第七条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第六号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

（利用料金の返還又は減免）

第八条 指定管理者は、条例第五条の二第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により岐阜県長良川球技場を使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第七号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第五条の二第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が特に認める場合を除き、許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第八号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第八号様式）により申請者に通知するものとする。

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第九条 条例第九条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類
(指定管理者の届出)

第十条 条例第九条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十条の二 第五条及び第六条から第八条までの規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第五条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜県長良川球技場の管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、岐阜県長良川球技場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三年四月十四日から施行する。

附 則（平成三年七月三十一日規則第七十四号）

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成五年八月二十七日規則第六十五号）

この規則は、平成五年九月一日から施行する。

附 則（平成七年十一月二十七日規則第百九号）

この規則は、平成七年十二月一日から施行する。

附 則（平成八年十月二十二日規則第七十五号）

この規則は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十四日規則第八十二号）

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年四月一日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年五月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第十号）

- 1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年四月一日規則第三十七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十日規則第百二十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月十九日規則第六号）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県長良川球技場条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県長良川球技場条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十六年三月二十日規則第十九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月三十日規則第八十三号）

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十八日規則第百七号）

この規則は、平成二十七年九月二十四日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十八日規則第二十号）

この規則中第二条、第三条及び第六条の改正規定は平成三十一年四月一日から、別表 1 の表及び 2 の表の改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日規則第二十四号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和三年三月三十一日規則第百二十一号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月一日規則第百六十四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十日規則第二十二号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

1 会議室

区分	金額（円）			
	午前	午後	夜間	全日
会議室	一、八三〇	二、四二〇	二、一八〇	六、四三〇

備考

- 一 午前とは午前九時から午後一時まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜

間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、それぞれこの表に定める午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額とする。

三 この表に定める額は、会議室のみを利用する場合に適用する。

2 附属設備

区分		単位	金額（円）
照明設備（夜間照明）	三分の一灯	一時間	一、五〇〇
	三分の二灯	一時間	三、〇〇〇
	全灯	一時間	四、四七〇

別記

第1号様式（第2条関係）

利 用 申 込 書 年 月 日 岐阜県知事 様 申込者 住所 氏名 （申込者が団体の場合）団体名及び代表者名 ふりがな 担当者名 電話（ ） 次のとおり施設の利用を申し込みます。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計	円 円 円	
特別設備の内容			
備 考			

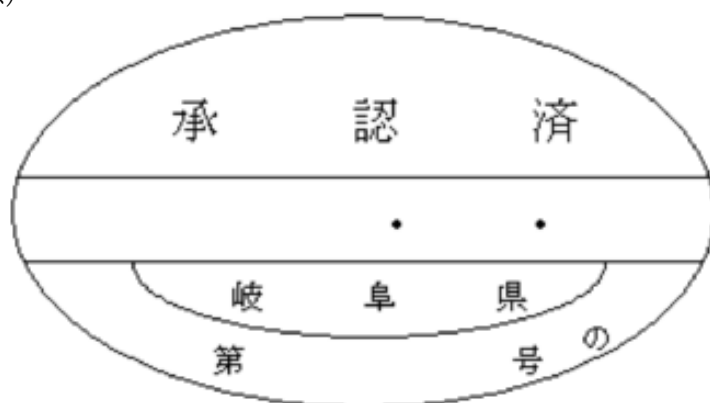
注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川球技場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第1号様式の2（第3条関係）

利 用 承 認 通 知 書			
		第	号
		年	月 日
申込者 様		岐阜県知事	
次のとおり施設の利用を承認します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使用料の額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計		円 円 円
特別設備の内容			
利用上の注意			
備 考			

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川球技場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式（第3条関係）



注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県長良川球技場指定管理者」とする。

第3号様式（第3条関係）

利用不承認（取消）通知書	
第 年 月 日 号	
申込者 様	
岐阜県知事	
年 月 日付けで申込みのあった（承認をした）施設の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した）ので通知します。	
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
承認しない理由 （取消しの）	
備考 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川球技場指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟において指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第4号様式（第4条関係）

利 用 承 認 変 更 申 込 書 年 月 日 岐阜県知事 様 申込者 住所 氏名 （申込者が団体の場合）団体名及び代表者名 ふりがな 担当者名 電話（ ） 年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料 附属施設設備等使用料 合 計	円 円 円	
特別設備の内容			
変 更 の 理 由			
備 考			

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県長良川球技場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第4号様式の2（第5条の2関係）

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請団体住所

申請団体名

代表者名

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

施設名又は設備名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第5号様式（第6条関係）

利 用 料 金 延 納 申 請 書 年 月 日 岐阜県長良川球技場指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 ふりがな 担当者名 電話（ ） 次のとおり施設の利用料金の延納を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計	円 円 円	
申 請 の 理 由			
納 入 予 定 日	年 月 日		
備 考			

注 知事が岐阜県長良川球技場の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川球技場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第6号様式（第7条関係）

利 用 料 金 後 納 申 請 書				
				年 月 日
岐阜県長良川球技場指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 ふりがな 担当者名 電話（ ） 次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。				
団体及び個人（全て記入）	区 分	1 団体 2 個人		
	ふ り が な			
	団 体 名			
	ふ り が な			
	氏 名 （団体の場合は 代 表 者 名）			
	電 話 番 号 （団体・自宅）		内 線	
	F A X 番 号		携 帯 電 話 番 号 （団体・個人）	
	住 所 （団体・自宅）	〒 メールアドレス 		
個人	生 年 月 日	年 月 日		
団 体	ふ り が な			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内 線	
期 間				

注 知事が岐阜県長良川球技場の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川球技場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第7号様式（第8条関係）

利 用 料 金 返 還 申 請 書			
			年 月 日
岐阜県長良川球技場指定管理者 様			
申請者 住所			
氏名			
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名			
ふりがな 担当者名 電話 ()			
次のとおり利用料金の返還を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
納入済 利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計	円 円 円	
返還を受けようとする額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計	円 円 円	
申請の理由			
後日の利用料金に充当することの有無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした利用料金に充当 2 充当しない。		
備 考			

注 知事が岐阜県長良川球技場の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川球技場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第 8 号様式（第 8 条関係）

利用料金減免申請（承認）書 年 月 日 岐阜県長良川球技場指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 ふりがな 担当者名 電話（ ） 次のとおり利用料金の減免を申請します。			
施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間(部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
減免を受けようとする額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
納入する利用料金の額	施 設 利 用 料 金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申 請 の 理 由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県長良川球技場指定管理者

注 知事が岐阜県長良川球技場の管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜県長良川球技場指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。